

## 認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 本文

### 1. 普及啓発・本人発信支援

認知症施策推進 関係閣僚会議(第4回)	資料 1 - 3
令和4年12月23日	

#### (1) 認知症に関する理解促進

KPI/目標	所管	KPI設定	3目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3目FU (R4.7月以降の取組予定)
1 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進する。	厚生労働省	有		
2 特に、認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大する。	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 金融庁 国土交通省 文部科学省 消費者庁 法務省 警察庁	無	<p>【厚生労働省】認知症サポーター養成研修のオンライン受講用の研修教材や配信用サイトを活用し、受講機会拡大を図った。</p> <p>【農林水産省】令和3年12月の認知症施策推進関係閣僚会議幹事会を踏まえ、食品スーパー等の関係団体に対し、大綱の実施状況及び認知症サポーターの取組や養成講座の情報について、会員企業へ周知等の依頼を行った。</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループに関する企業に対して認知症サポーター養成講座について周知を行った。</p> <p>【金融庁】認知症サポーターのシンボルである巨大なオレンジリングを浮かび上がらせる「オレンジリングドレッスアップ」の対応を行うことで、認知症サポーターの普及啓発に努めた。(令和3年9月) ・金融機関の職員における認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和4年6月末時点で約98万人となっている(令和3年6月末比108%)。</p> <p>【国土交通省】公共交通機関等の事業者に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨を実施した。</p> <p>【文部科学省】各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を実施した。</p> <p>【消費者庁】消費生活相談員などに対する認知症サポーターの養成促進をはじめとする、認知症に対する理解促進等を内容に含む消費者基本計画工程表を令和3年6月に決定したほか、地域において認知症の方々の見守りに活用できる「見守りガイドブック」について、見守り活動の担い手向け講座への利用促進を行った。</p> <p>【法務省】実施庁において認知症サポーター養成研修を適切に実施し、認知症を有する受刑者等への適切な処遇の充実を図った。</p> <p>【警察庁】各都道府県警察において、警察本部職員や警察署員、新規に採用された警察学校の初任科生を対象に、部外有識者を招へいするなどして、「認知症サポーター養成講座」を実施した。</p>	<p>【厚生労働省】「日本認知症官民協議会」を通じた働きかけをはじめ、引き続き、認知症サポーターの養成に努める。また、オンライン受講も積極的に活用し、認知症の人と地域で関わることが多い業種に従事する者等に対する受講機会拡大を図る取組を継続する。</p> <p>【農林水産省】引き続き、食品スーパー等の関係団体・企業との意見交換会等の機会を捉え、認知症サポーター及び養成講座等の取組について周知を検討している。</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループに関する企業に対して引き続き認知症サポーター養成講座について周知する。</p> <p>【金融庁】金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知を行っていく。</p> <p>【国土交通省】適宜機会をとらえ、公共交通機関等の事業者に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨に努める。</p> <p>【文部科学省】各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を実施している。</p> <p>【消費者庁】消費生活センターは、地域において認知症の方々と関わる機会が多いため、消費生活センターで働く消費生活相談員等に認知症サポーター養成講座の受講を促す。また、消費生活相談の実態をもとに、地域の特性をふまえた認知症の方々を見守るためのネットワークづくりを促進し、認知症の方々の消費者被害の未然防止・拡大防止を推進する。</p> <p>【法務省】引き続き、実施庁において認知症サポーター養成研修を適切に実施し、認知症を有する受刑者等への適切な処遇の充実を図ることとしたい。</p> <p>【警察庁】引き続き、各都道府県警察において、部外有識者を招へいするなどして「認知症サポーター養成講座」を実施する。</p>
3 地域や職域などで行われている、創意工夫を凝らした先進的な認知症サポーターの取組事例を全国に紹介する。	厚生労働省	無	令和3年度は、オンラインで「認知症サポーターキャラバン」を実施し、表彰式・報告会を実施し、表彰式・報告会において、先進的な認知症サポーターの取組事例を周知した。	引き続き、厚生労働省ホームページや老健局認知症施策・地域介護推進課のSNSを通じた周知活動に努める。
4 認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座(ステップアップ講座)の開催機会を拡大する。	厚生労働省	無	ステップアップ講座の実施に係る費用について、都道府県・市町村それぞれの予算支援を継続した。 また、令和2年度第2次補正予算により作成したステップアップ講座の動画教材を活用した。	引き続き、講座開催のための予算支援を実施。 また、「チームオレンジ運営の手引き」の周知を図り、各都道府県・市町村での実施を働きかける。

5 子供・学生の認知症に関する理解促進のために、子供・学生向けの認知症センター養成講座の実施のほか、小・中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動等を推進する。	文部科学省	無	・各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症センター及び養成講座に関する資料の配布を実施した。 ・高齢者への理解を深める教育を推進するため、高齢者に関する内容を充実した新学習指導要領について、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、その趣旨の周知を図った。	・各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症センター及び養成講座に関する資料の配布を実施している。 ・高齢者への理解を深める教育を推進するため、高齢者に関する内容を充実した新学習指導要領について、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、その趣旨の周知を図っていく。
6 全国キャラバン・メイト連絡協議会により表彰された小・中・高校生認知症センターの創作作品等を広く周知する。	厚生労働省	有		
7 本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして支援ができるよう、医療・介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修や認知症サポーターのステップアップ講座等において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を盛り込み普及する。	厚生労働省	有		
8 世界アルツハイマー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催する。	厚生労働省	有		
9 SNS（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室フェイスブック等）を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、認知症予防に関するエビデンス及び調査研究事業の成果物の紹介等を発信する。	厚生労働省	有		
10 認知症に関する情報を発信する場として図書館も積極的に活用する。認知症コーナーを設置する等の先進事例を普及する。	厚生労働省	無	公益社団法人日本図書館協会より情報提供のあった世界アルツハイマー及び月間における各地の図書館の認知症普及・啓発の取組事例を厚生労働省ホームページへ掲載し、周知を行った。	令和4年度も同様に、公益社団法人日本図書館協会より情報提供のあった各地の図書館での世界アルツハイマー及び月間における認知症普及・啓発の取組事例を厚生労働省ホームページへ掲載し、周知を行う。

(2)相談先の周知

KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
11 地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する。	厚生労働省	無	・認知症に関する相談体制整備に必要な予算を確保した。 ・介護サービス情報公表システムにおいて、認知症に関する相談カテゴリーを表示するための機能を稼働させている。	・引き続き、認知症に関する相談体制整備に必要な予算を確保する。 ・引き続き、介護サービス情報公表システムへの認知症疾患医療センター等の相談窓口の情報について充実を進める。
12 また、その際に「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。	厚生労働省	有		
13 福祉機関等を対象に、法テラスの法的支援の制度手続等について説明する機会を設けるなどして、更に周知する。	法務省	有		

(3)認知症の人本人からの発信支援

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
14	認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組む。具体的には、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使(希望宣言大使(仮称))」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。	厚生労働省	有		
15	認知症サポートー講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が務める「キャラバン・メイト大使(仮称)」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。	厚生労働省	有		
16	世界アルツハイマーデーや月間のイベント等においても、本人からの発信の機会を拡大する。	厚生労働省	有		
17	先に診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきて思いを共有できるピアソーターによる心理面、生活面に関する早期からの支援など、認知症の人本人による相談活動を支援する。	厚生労働省	有		
18	診断直後の支えとなるよう、認知症の人の暮らし方やアドバイスなどをまとめた「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」、本人が今伝えたいことや自身の体験を話し合った「本人座談会(DVD)」を普及する。	厚生労働省	無	令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議や厚生労働省ホームページ等で「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」や「本人座談会(映像)」の周知を通じて、普及に努めた。	引き続き、全国課長会議等や厚生労働省ホームページ等で「本人ガイド」や「本人座談会(映像)」の周知を通じて、普及に努める。
19	認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及する。	厚生労働省	無	令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「本人ミーティング開催ガイドブック」の周知を行い、自治体が認知症の人の意見を反映させて行う施策(チームオレンジ、ケアバスの作成、ピアサポート活動など)を実施するにあたり、本人の意見を把握する手段として本人ミーティングの活用を促した。	毎年度各都道府県・市町村の取組状況を調査・把握し、共有予定。 引き続き、全国課長会議等で「本人ミーティング開催ガイドブック」の周知を行い、自治体が認知症の人の意見を反映させて行う施策(チームオレンジ、ケアバスの作成、ピアサポート活動など)を実施するにあたり、本人の意見を把握する手段として本人ミーティングの活用を促すこととしている。
20	市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努める。	厚生労働省	有		

## 認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 本文

### 2. 予防

#### (1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
21	運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等を拡充する。	厚生労働省	有		
22	地区的公民館や公園等の地域において住民主体で行う介護予防に資する取組である。例えば高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」について、介護保険の保険者機能強化推進交付金も活用し、更に拡充する。また、市民農園や森林空間、市町村で実施するスポーツ教室、公民館等の社会教育施設における講座や大学の公開講座等、地域住民が幅広く活用できる場も最大限に活用し、認知症予防に資する可能性のある各種活動を推進する。	厚生労働省 農林水産省 文部科学省 国土交通省	無	<p>【厚生労働省】・新型コロナウイルス感染症の感染防止にも配慮した取組について、自治体への周知や特設WEBサイトを活用した情報発信等を実施。 ・「介護予防マニュアル」について、制度の見直しや最新のエビデンス・取組方法・評価指標に沿った内容へ更新し、令和4年4月に改訂版(第4版)を公表。 ・介護保険受給者努力支援交付金(社会保障の充実分)により、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価。</p> <p>【農林水産省】 (市民農園)生産緑地における市民農園の開設の円滑化の措置を講じた「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知、農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策及び農山漁村活性化整備対策(令和4年度から農山漁村発イノベーション等整備事業(定住促進対策型・交流対策型)、農山漁村地域整備交付金による市民農園開設の支援を実施。(令和3年3月末時点の市民農園数:4,211農園)</p> <p>(森林空間)令和4年3月に、森林空間の活用を推進するための、企業・医療保険者・行政・団体等を対象とするフォーラム等を開催した。</p> <p>【文部科学省】社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行った。また、それを広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った(参考:社会教育施設等における高齢者が参加できる学級・講座数:714,860(平成29年度))。</p> <p>【スポーツ庁】生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援した。</p> <p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等により、高齢者等の運動の場となる都市公園の整備を支援するとともに、自主的・継続的な運動プログラム等の取組を推進した。</p>	<p>【厚生労働省】・新型コロナウイルス感染症流行下において活動を自粛している通いの場が一定数みられていることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも配慮した取組について、自治体への周知や特設WEBサイト、通いの場アプリを活用した情報発信、国による広報等を実施。</p> <p>【農林水産省】 (市民農園)「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知を進め、各交付金による市民農園の開設を引き続き支援するとともに、農山漁村振興交付金のうち農福連携対策において、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供するユニバーサル農園の開設を支援。</p> <p>(森林空間)令和4年9月に開催予定の「第11回日本認知症予防学会学術集会」において、森林空間を活用した体験サービスの効果等について講演予定。</p> <p>【文部科学省】引き続き、社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。</p> <p>【スポーツ庁】令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」に基づき、引き続き、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。</p> <p>【国土交通省】引き続き社会資本整備総合交付金等により、高齢者等の運動の場となる都市公園の整備を支援していくとともに、自主的・継続的な運動プログラム等の取組を推進していく。</p>
23	また、これらの高齢者等が身近に通える場等における、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動についても、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防につながる可能性があり、推進する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症予防に資する取組の実践」に向けたガイドラインの作成に関する調査研究事業」において、「市町村における認知症予防の取組推進の手引き」を作成し、市町村等へ周知を行った。	引き続き、ガイドラインの活用・周知を促していく。

(2) 預防に関するエビデンスの収集の推進

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
24	市町村においては、市町村の介護予防の事業や健康増進事業と連携した発症遅延や発症リスク低減(一次予防)のための取組、認知症初期集中支援チームによる訪問活動のほか、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携した早期発見・早期対応(二次予防)のための取組等を実施している。それらも参考にしながら、認知症の予防に資すると考えられる活動事例を収集し、全国に横展開する。	厚生労働省	有		
25	現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、予防法の確立に向けたデータの蓄積のため、国内外の認知症予防に関する論文等を収集し、認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きを作成する。	厚生労働省	有		
26	三次予防等の効果の向上を図るため、国が保有する介護保険総合データベース(介護レセプト・要介護認定情報等)のデータ活用を促進するとともに、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容等のリアルワールドデータ等の必要なデータを新たに収集するデータベース(CHASE)を構築する。	厚生労働省	有		

(3) 民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
27	認知症予防に資するとされる民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みを検討する。	経済産業省 厚生労働省	有		

## 認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 本文

### 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

#### (1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
28	地域包括支援センター、かかりつけ医等の地域機関は、関係機関間のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気付いて本人が安心して暮らしていくよう適切に対応するとともに、	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度老人保健健康増進等事業において、「かかりつけ医認知症対応力向上研修等の医療従事者向け認知症対応力向上研修のアウトカム評価及び研修の実施方法に関する調査研究事業」を実施した。</li> <li>かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂。</li> <li>事業を踏まえた研修の質の確保に資する効果的な方法の周知。</li> </ul>
29	認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるよう努める。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を促進した。</li> <li>認知症疾患医療センターの「診断後等支援機能」において、診断後の適切な支援につながるよう相談支援等を実施した。</li> </ul>	研修等の継続的な実施により、支援の繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。
30	地域包括支援センターは、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口であり、入口相談機能を担っており、「地域包括支援センターの評価指標」や「保険者機能強化推進交付金」の活用による質の向上を図る。	厚生労働省	無	令和3年度に実施した事業評価の集計結果を周知するなど、事業評価や保険者機能強化推進交付金の活用を通じて、地域包括支援センターの質の向上に努めた。	引き続き、事業評価や保険者機能強化推進交付金の活用を通じて、地域包括支援センターの質の向上に努めていく。
31	医療・介護・福祉等の関係機関だけではなく、地域のスーパーマーケットや金融機関等の民間部門との連携も重要であり、例えば、スーパーマーケットの認知症サポート者が、買い物に来た高齢者の様子から認知症の可能性を感じた場合、まずは、温かく見守り、必要な場合はその場でできるサポートを行うことを基本としつつ必要に応じ、地域包括支援センター等の相談機関と連携する。	厚生労働省	無	地域包括支援センター職員や地域関係者向け研修会等で令和2年度成果物の周知を行うなど、地域包括支援センターと民間企業等との連携の推進を図った	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度成果物の活用等により、地域包括支援センターにおける民間企業等との連携を推進していく。</li> <li>引き続き、各業種における認知症サポート対応力向上のDVDの普及を通じて、地域包括支援センター等の相談機関の周知を行う。</li> </ul>
32	認知症地域支援推進員の先進的な活動事例を収集し全国に横展開するとともに、	厚生労働省	有		
33	推進員の質の評価や向上のための方策について検討する。	厚生労働省	無	令和4年度老人保健健康増進等事業において、認知症地域支援推進員の配置形態や活動実態に応じた機能強化に関する調査研究を実施している。	調査研究の成果物について、全国会議等での周知や厚生労働省ホームページへの掲載を予定。
34	医療・介護等の有機的な連携を推進する目的で作成された「認知症ライフサポート研修(認知症ケアに携わる多職種協働研修)テキスト」や「認知症者および家族への対応ガイドライン」等について、認知症地域支援推進員等による積極的な活用を推進する。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業において、認知症ライフサポート研修の実施状況を調査した。	「認知症ライフサポート研修(認知症ケアに携わる多職種協働研修)テキスト」等について、引き続き厚生労働省ホームページ等で周知する。
35	認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにする。また、かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導、病院や診療所・自宅等への訪問等の場面における医師・看護師等による本人・家族への支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことが重要である。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医・歯科医師・薬剤師等医療従事者の認知症対応力向上研修の実施を通して、早期の気づきと連携を促進した。</li> <li>認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム等による、住民等への普及啓発を実施した。</li> <li>令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業」において、歯科医師・薬剤師・病院勤務の医療従事者の研修カリキュラム等について見直しの検討を行い、実施要綱の改正を行った。</li> </ul>	研修等の継続的な実施により、支援の繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。

36	かかりつけ医は、認知症の人の日常診療を行うとともに、適宜、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の支援を受けながら、認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応し、必要がある場合は、適切な医療機関等につなぐ。	厚生労働省	無	・令和3年度老人保健健康増進等事業において、「地域における認知症サポート医のあり方に関する調査研究事業」を実施し、認知症サポート医の活動のあり方について検討した。 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修及び認知症サポート医研修において、早期の気づきと連携を促進した。	・研修等の継続的な実施により、連携の深化を含め、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。 ・各種研修内容等の改訂を適宜実施していく。
37	かかりつけ機能に加えて地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局等も、認知症の早期発見・早期対応における役割が期待される。これらの専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理、服薬指導、本人や家族への支援等を適切に行なうことを推進する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業」において、歯科医師・薬剤師・病院勤務の医療従事者の研修カリキュラム等について見直しの検討を行い、実施要綱の改正を行った。	・研修の継続的な実施により、連携の深化を含め、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。 ・研修内容等の改訂を適宜実施。
38	かかりつけ薬剤師・薬局による継続的な薬学管理と患者支援を推進するとともに、かかりつけ医等と協働して高齢者のボリファーマシー対策はじめとした薬物療法の適正化のための取組を推進する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業」において、薬剤師を対象とした認知症対応力向上研修のカリキュラムについて、かかりつけ薬剤師・薬局の役割等を踏まえた内容の検討を行い、実施要綱の改正を行った。	・研修の継続的な実施により、連携の深化を含め、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。 ・研修内容等の改訂を適宜実施。
39	かかりつけ医や地域包括支援センターは、診断後の本人・家族に対する精神的支援や日常生活等全般に関する支援が充実するよう、認知症疾患医療センター等の専門医療機関と連携する。	厚生労働省	無	・令和3年度老人保健健康増進等事業において、「かかりつけ医認知症対応力向上研修等の医療従事者向け認知症対応力向上研修のアウトカム評価及び研修の実施方法に関する調査研究事業」を実施した。 ・かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を推進した。	・研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂。 ・事業を踏まえた研修の質の確保に資する効果的な方法の周知。
40	認知症の人にBPSDや身体合併症等が見られた場合にも、医療機関、介護施設等で適切な治療やリハビリテーションが実施されるとともに、当該医療機関、介護施設等での対応が固定化されないように、退院・退所後もそのときの容態にまつもふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築する。	厚生労働省	無	・令和3年度老人保健健康増進等事業において、「かかりつけ医認知症対応力向上研修等の医療従事者向け認知症対応力向上研修のアウトカム評価及び研修の実施方法に関する調査研究事業」を実施した。 ・かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を推進した。	・研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂。 ・事業を踏まえた研修の質の確保に資する効果的な方法の周知。
41	その際、入院・外来による認知症の専門医療も循環型の仕組みの一環であるとの認識の下、その機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進める。	厚生労働省	無	・令和3年度老人保健健康増進等事業において、「かかりつけ医認知症対応力向上研修等の医療従事者向け認知症対応力向上研修のアウトカム評価及び研修の実施方法に関する調査研究事業」を実施した。 ・かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を推進した。	・研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂。 ・事業を踏まえた研修の質の確保に資する効果的な方法の周知。
42	早期退院・退所を阻害する要因を検討した上で、地域における退院支援・地域連携クリティカルバスの作成を進め、医療機関・介護施設等からの円滑な退院・退所や在宅復帰を支援する。	厚生労働省	無	地域の実情に応じ、地域連携クリティカルバス等地域の医療機関等の情報共有ツール等を作成する他、認知症疾患医療センター等を中心とした医療・介護等関係機関による連携会議等を実施し、地域の実情に応じた支援体制の構築を図っている。	活用状況等を把握しつつ、必要に応じて効果的な活用等について検討。
43	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームは、ほぼ全ての市町村に設置された。今後は、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、先進的な活動事例を収集し全国に横展開するとともに、	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業」において、事例集を作成し、自治体への周知を行った。	引き続き、事例集について周知・活用を促していく。
44	それらをもとに、チームの質の評価や向上のための方策について検討する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業」において、チームの活動の質向上のためには活用可能な事例集を作成し、自治体への周知を行った。	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援推進事業のあり方に関する調査研究」において、認知症初期集中支援チームが対応すべき対象者の把握方法、地域包括支援センター等の関係する事業・施策との役割分担等を明確化するための検討を行う予定。

45	都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、認知症疾患医療センターを計画的に整備する。	厚生労働省	有		
46	認知症疾患医療センターにはこうした役割が期待されており、センター内の相談機能の充実を通じた地域包括支援センター等をはじめとする地域の相談機関との連携を含め、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を実施した。	引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を継続する。
47	一般病院・介護施設においては、対応が困難な事例に苦慮している例もあり、認知症疾患医療センターによる助言・支援等を通じ、適切な対応が図られるよう検討を行う。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を継続した。	・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について検討を行う予定。 ・引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を継続する。
48	認知症疾患医療センターは、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めるとともに、	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、地域の関係機関との連携等に関する調査を行った。	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について検討を行う予定。
49	認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行う。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、地域の関係機関との連携等の実態に係る調査のほか、認知症疾患医療センター運営事業評価の望ましいあり方について検討を行った。	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について引き続き検討を行う予定。
50	診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行う。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、地域の関係機関との連携により円滑な支援に繋がるなどした好事例を収集し、周知した。	引き続き、調査研究事業等による効果的な取組の周知を実施する。
51	引き続きこうした位置づけのもと、先進的な活動事例を収集し全国に横展開する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターの実態調査を行い、地域の認知症診療の活性化に資する好事例を収集した。	引き続き、調査研究事業等による効果的な取組の周知を実施する。
52	地域の中で、認知症の容態や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス」が約6割の市町村で作成されている。未作成市町村における作成を促すとともに、	厚生労働省	有		
53	作成している市町村においては点検を行い、住民及び関係機関に広く周知する。その際に、認知症の人やその家族の意見を踏まえて行う。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用に関する個別的支援手法の調査」を実施し、認知症ケアパスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページへ掲載した。	引き続き、調査研究の成果物について、全国課長会議等や厚生労働省ホームページにおいて周知を行う。
54	「認知症ケアパス」の作成・点検にあたっては、認知症地域支援推進員が中心となり、地域住民の活動(インフォーマルサポート)を盛り込み、地域共生社会の実現を目指す。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用に関する個別的支援手法の調査」を実施し、認知症ケアパスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページへ掲載した。	引き続き、調査研究の成果物について、全国課長会議等や厚生労働省ホームページにおいて周知を行う。
55	医療・介護関係者間の情報共有のツールとして、地域の実情に応じた認知症情報連携シートの効果的な活用を推進する。	厚生労働省	無	令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)の留意事項に、情報連携ツールに関する記載をし、活用の推進を図った。	令和5年度も引き続き保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)の留意事項に、情報連携ツールに関する記載をし、引き続き活用の推進を促す。

(2)医療従事者等の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
56 認知症の早期発見・早期対応、医療の提供等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上研修、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施する。	厚生労働省	有		
57 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等では、身体合併症への早期対応と認知症への適切な対応のバランスのとれた対応が求められている。身体合併症対応等を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、関係団体による研修も積極的に活用し、一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の受講を進める。	厚生労働省	有		
58 急性期病院をはじめとして、入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護師等は、医療における認知症への対応力を高める鍵となる。既存の関係団体の研修に加え、広く看護師等が認知症への対応に必要な知識・技能を修得することができるよう、関係団体の協力を得ながら研修を実施する。	厚生労働省	有		
59 病院以外の診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施についても検討する。	厚生労働省	有		
60 医療従事者等の認知症対応力向上研修においては、認知症の人を尊重し尊厳を守ることの重要性を受講者が理解するよう努めるともに、医学の進歩や医療・介護提供体制の変化に対応するため適宜、必要な見直しを行う。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修」の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業」において、歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者の研修カリキュラム等について見直しを行った。	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修(看護職員認知症対応力向上研修事業)」のカリキュラム及び実施方法に関する調査研究事業」において、看護職員を対象とした研修カリキュラム等について、見直しに向けた検討を実施する予定。

(3)介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
61 認知症の人が、それぞれの状況に応じて、適切な介護サービスを利用できるよう、市町村及び都道府県は、介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画を適切に策定し、計画に基づいて介護サービス基盤を整備する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方厚生(支)局において、第8期介護保険事業(支援)計画の進捗管理に係る支援・助言を行った。</li> <li>・令和4年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、第8期介護保険事業(支援)計画の進捗状況の管理の着実な実施について周知した。</li> <li>・各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、自治体の介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画に基づき、介護サービス基盤を整備するための事業の支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方厚生(支)局において、第8期介護保険事業(支援)計画の進捗管理について都道府県の支援を行う。</li> <li>・第9期介護保険事業(支援)計画の策定に向け、計画の策定に資する手引きの作成や各種調査の集計・分析ツールを自治体に提供するなどにより支援を行う。</li> <li>・各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、自治体の介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画に基づき、介護サービス基盤を整備するための事業の支援を引き続き行う。</li> </ul>
62 介護従事者の処遇改善や就業促進、離職の防止など介護人材の確保については、介護職員の定着促進等を一層進めるため、2018年12月に「介護現場革新会議」を立ち上げ、3月に、「組織マネジメントの確立」「成功体験の共有等による職員のやる気の引き出し」「結婚・出産や子育てをしながら働ける環境づくりや、柔軟な働き方」「定年まで働ける賃金体系の確立」等を主な内容とする基本方針をとりまとめたところであり、今後、都道府県や政令市等におけるパイロット事業で得られた結果を踏まえ、業務仕分け、元気高齢者の活躍、ロボット・センサー・ICTの活用による介護現場の業務改善や介護業界のイメージ改善について、先進的な取組を全国に普及・展開する。	厚生労働省	有		

63 特に認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）については、認知症の人のみを対象としたサービスであり、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待される。また、地域に開かれた事業運営が行われないと、そのサービス形態から外部の目が届きにくくなるとの指摘もあることから、介護サービスの質の評価や利用者の安全確保を強化することについて、その方策の検討も含め取組を進める。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者グループホームについては、令和4年度老人保健健康増進等事業において、「認知症高齢者グループホームの令和3年度介護報酬改定の施行後の状況に関する調査研究事業」を実施し、令和3年度介護報酬改定（在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実、外部評価に係る運営推進会議の活用等）の施行後の状況等を調査している。</li> <li>令和4年度についても、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業（認知症伴走型支援事業）により、地域における認知症ケアの拠点として認知症高齢者グループホームなどを活用した認知症高齢者や家族に対する日常的・継続的な支援を提供するための伴走型支援拠点の整備について支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記調査研究事業において、改定後の対応状況を把握し、次期介護報酬改定に向けて改定事項の見直し等の対応を検討する予定。</li> <li>また、令和5年度に実施予定の改定検証調査においては、施行後の状況を把握・検証するとともに、次期介護報酬改定に向けて、認知症施策推進大綱の記載も踏まえた更なるサービスの向上のための方策を検討する予定。</li> <li>引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業（認知症伴走型支援事業）により、地域における認知症ケアの拠点として認知症高齢者グループホームなどを活用した認知症高齢者や家族に対する日常的・継続的な支援を提供するための伴走型支援拠点の整備について支援を行う。</li> </ul>
64 他のサービスにおいても、利用者の中の認知症の人の割合が増加する中、在宅の中重度の要介護者を含め、認知症への対応力を向上するための取組を推進する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症介護実践者等養成事業のオンライン化の実装促進及び評価の効果的展開に関する研究」において、オンライン研修の実施を促進するためのガイドラインを策定した。</li> <li>令和3年度老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究」において、わかりやすい日本語、及び英語・ベトナム語等によるeラーニング教材や補助教材を作成し、周知を行った。</li> </ul>	引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施、及び必要に応じて研修内容を見直していく。
65 認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症状の進行を遅らせ、BPSDを予防できるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修を推進する。	厚生労働省	有		
66 研修の推進にあたっては、eラーニングの部分的活用の可能性を含め、受講者がより受講しやすい仕組みについて引き続き検討していく。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症介護実践者等養成事業のオンライン化の実装促進及び評価の効果的展開に関する研究」において、オンライン研修の実施を促進するためのガイドラインを策定した。</li> <li>令和3年度老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究」において、わかりやすい日本語、及び英語・ベトナム語等によるeラーニング教材や補助教材を作成し、周知を行った。</li> </ul>	引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施、及び必要に応じて研修内容を見直していく。

(4)医療・介護の手法の普及・開発

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
67	BPSDの予防やリスク低減、現場におけるケア手法の標準化に向けて、現場で行われているケアの事例収集やケアアレジストリ研究、ビッグデータを活用した研究等をはじめとした効果的なケアのあり方に関する研究を推進する。	厚生労働省	有		
68	BPSDに投薬をもって対応するに当たっては、生活能力が低下しやすいことや服薬による副作用が生じやすいことなど高齢者の特性等を考慮した対応がなされる必要があり、「かかりつけ医のためのBPSD」に対応する「向精神薬使用ガイドライン(第2版)」等の普及を図る。	厚生労働省	無	認知症サポート医養成研修事業、かかりつけ医認知症対応力向上研修事業において普及を図った。	研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂。
69	BPSDの予防に関するガイドラインや治療指針を作成し周知する。	厚生労働省	有		
70	引き続き、これらの仕組みに基づき、行動の制限が必要な場合にあってもそれが適切に行われるようになるとともに、	厚生労働省	無	病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護師等を対象とした認知症対応力向上研修、介護従事者を対象とした認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修などの認知症対応力向上研修においてBPSDへの理解・対応・ケア等について普及。	研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂。
71	これら以外の医療・介護等の現場においてもこのような趣旨が徹底されるようにするための方策について検討する。	厚生労働省	無	病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護師等を対象とした認知症対応力向上研修、介護従事者を対象とした認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修などの認知症対応力向上研修においてBPSD理解・対応・ケア等について普及。	研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂。
72	認知症の生活機能の改善を目的とした認知症のリハビリ技法の開発、先進的な取組の実態調査・事例収集及び効果検証を実施する。	厚生労働省	有		
73	人生の最終段階にあっても本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要である。特に認知症等により意思決定に困難を抱える場合には、例えば療養する場所や延命処置等について、将来選択を行わなければならなくなる場面が来ることを念頭に、そのあり方について検討する。	厚生労働省	無	令和3年度の調査研究において、事前の本人の意思表明確認や意思決定支援に関する取組についての調査を実施するとともに、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや意思決定支援の理解促進・定着を図るために、医療・介護専門職向けのリーフレットを作成した。	認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図るため、昨年度の調査研究結果やリーフレット等を活用して周知を図っていく。また、関係部署と連携し、人生の最終段階や後見事務のガイドラインなど、認知症の人を含めた、各種意思決定支援ガイドラインの普及・啓発を行う。
74	多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進する。このため、本人の特性に応じた意思決定支援を行うために策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を医療・介護従事者への研修において活用する。	厚生労働省	有		

(5)認知症の人の介護者の負担軽減の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
75 高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要である。こうした観点から、育児休業・介護休業等又は介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に基づく介護休業等制度のさらなる周知を実施し活用の促進に取り組むとともに、企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援、仕事と介護の両立支援に取り組む企業への助成金の支給など、介護離職ゼロに向けた職場環境の整備に取り組む。	厚生労働省	有		
77 (介護者の負担軽減のため、通所介護や訪問看護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護等のサービスの活用を引き続き進めるとともに、) 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し地域の実情に応じた方法により普及する。	厚生労働省	有		
78 認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の人のBPSDの発症を予防したり、重症化を緩和したりすることも可能である。このため、心理的負担の軽減につながる効果も含め、認知症疾患医療センター、認知症初期収集中支援チーム、介護サービス事業所等における家族教室や家族同士のピア活動について、好事例を収集する等の取組を促進する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度から令和3年度までの間、認知症介護者のためのインターネットを用いた自己学習及び支援プログラムの開発と有効性の検証のための厚生労働科学研究を実施した。</li> <li>令和4年度より、家族の介護負担軽減や家族関係の再構築等を諮るために、認知症の人と家族を一体的に支援するための事業を地域支援事業交付金の補助対象とした。</li> </ul>	<p>引き続き、家族教室や家族同士のピア活動についての好事例を自治体等へ周知や、認知症の人の家族等への支援を行っていく。</p>

## 認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 本文

### 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

#### (1)「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
79 日常生活や地域生活における移動、消費、金融、小売等の様々な生活環境について、分野ごとに好事例の収集等を行い、認知症になんでも利用しやすいよう改善や工夫を図る。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>【厚生労働省】令和3年度認知症バリアフリーウォーキンググループにおいて、企業独自のマニュアル作成を支援する観点から、記載例や留意事項を整理した「会社版『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』作成のための留意事項集」を作成した。</p> <p>【経済産業省】「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」について買い物や社会参加等をテーマとして、本人や家族のQOL等について効果検証を行う企業を継続採択。効果検証に向けたリクルート活動や、製品・サービスの充実化などを行った。</p>	<p>【厚生労働省】認知症バリアフリーの取組をさらに広げていくため、認知症の人を含む高齢者が利用することが多い業種における接遇方法に関する手引きを作成するとともに、作成済の手引きのメンテナンスを行う。</p> <p>【経済産業省】「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」について本格的な効果検証を実施し、本人や家族のQOL向上等の成果に基づく好事例の収集を実施予定。</p>
80 公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化を推進とともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)の移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度による面的・一体的なバリアフリー化を推進する。	国土交通省 警察庁	有		
81 ハード面では、認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者や自動車の運転を避けたいと考えている高齢者に、自ら運転しなくても、移動できる手段を確保できるよう、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)により、地域の取組を推進する。あわせて、高齢化が進む中山間地域において、人流・物流を確保するため、自動運転移動サービスの実証・社会実装を推進する。また、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できる幅の広い歩道等の整備を推進する。加えて、踏切道に取り残された認知症高齢者等の歩行者を救済するため、検知能力の高い障害物検知装置や非常押しボタンの設置を推進する。 さらに、高速道路の逆走事故対策として、分岐部での物理的・視覚的対策、料金所開口部等の締切等を実施する。	国土交通省	有		
82 ソフト面では、認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。また、一定の規模以上の公共交通事業者に対し、従来のハード対策に加えて、認知症の人を含む高齢者等に対する対応などの接遇・研修のあり方を含む計画の作成、取組状況の報告及び公表等の義務づけを実施する。	国土交通省	無	<p>2021年7月に「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」の説明会を開催。2022年6月に認知症施策推進大綱や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて策定した「接遇ガイドライン(認知症の人編)」や「接遇ガイドライン(追補版)」を反映した「接遇研修モデルプログラム」の改訂版を作成し、周知を実施。</p>	<p>今後も引き続き、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」や「接遇研修モデルプログラム」の周知を実施し、公共交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。</p>
83 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進及び高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実に関する各種施策を実施とともに、全国交通安全運動等普及啓発活動を実施する。	内閣府	無	<p>・「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)に基づき、高齢者に対する交通安全教育や車両安全対策の広報啓発を始めとした各種高齢運転者対策を推進した。</p> <p>・令和4年春の全国交通安全運動(4/6～4/15)の全国重点に関する主な推進項目として「高齢運転者の交通事故防止」を掲げ、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え等)が運転に及ぼす影響等の安全教育及び広報啓発を推進した。</p>	<p>・引き続き、「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)に基づいた各種高齢運転者対策を推進する。</p> <p>・令和4年秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)の全国重点に関する主な推進項目として「高齢運転者の交通事故防止」を掲げ、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え等)が運転に及ぼす影響等の安全教育及び広報啓発を推進していく。</p>
84 安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて関係省庁が連携して検討を行い、本年度内に方向性を得る。	警察庁	無	下位法令を整備し、令和4年5月13日からサポートカー限定免許の制度が施行された。	-

85	地域の実情に応じ、見守り等を行うサービス付き高齢者向け住宅の整備を支援する。	国土交通省	有		
86	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づく、認知症の人を含む高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を推進する。	国土交通省	有		
87	認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、「認知症ケアバス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制の構築を行う。	厚生労働省	有		
88	認知症サポートによる認知症の人の見守り活動、居住支援協議会・居住支援法人、地域運営組織による高齢者等の見守りや生活支援に関する活動の支援等を通じて、地域の見守り体制の構築を支援する。	厚生労働省 国土交通省 総務省	(有)	【総務省】高齢者等の見守り等の活動を行っている地域運営組織の活動経費に対する地方公共団体による支援に対して、地方財政措置を講じている。 (総務省以外は別途KPI設定有り)	【総務省】引き続き、高齢者等の見守り等の活動を行っている地域運営組織の活動経費に対する地方公共団体による支援に対して、地方財政措置を講ずる。 (総務省以外は別途KPI設定有り)
89	認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、既存の検索システムを把握し、広域検索時の連携体制を構築するとともに、検索ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及を図る。	厚生労働省	有		
90	行方不明者については、引き続き厚生労働省ホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方自治体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるようにする。	厚生労働省	無	・厚生労働省ホームページ上の特設サイトの管理を行い、都道府県のホームページのリンクの更新作業を行った。 ・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県に対し、身元不明認知症高齢者等に関する情報の掲載に向けた積極的な取組をお願いした。	・厚生労働省ホームページ上の特設サイトの管理を継続する。 ・全国課長会議等で、特設サイトについての周知を行う。
91	地域共生社会の実現に向けて、地域共生に資する多様な地域活動の普及・促進を図るとともに、断らない相談支援、伴走型支援を行う包括的な支援体制等について検討する。	厚生労働省	無	属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等に必要な予算を確保した。また、重層的支援体制整備事業に従事する自治体や民間団体の人材の支援の質を高めていくため国において人材養成研修を行った。また、重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行う市町村への補助や、各都道府県が行う管内市町村の体制整備への後方支援に対する補助等を行うなど、各市町村における円滑な事業実施に向けた支援を行った。	引き続き、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等に必要な予算を確保する。また、重層的支援体制整備事業に従事する自治体や民間団体の人材の支援の質を高めていくため国において人材養成研修を行う。また、重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行う市町村への補助や、各都道府県が行う管内市町村の体制整備への後方支援に対する補助等を行うなど、各市町村における円滑な事業実施に向けた支援を行う。
92	自治体による介護予防、日常生活支援の事例等をまとめた「これから の地域づくり戦略」の冊子を活用し、自治体との意見交換を行いつつ地域づくりを推進する。	厚生労働省	無	令和4年度に「地域づくり加速化事業」を新設し、市町村への伴走支援を開始。支援に当たっては「これから の地域づくり戦略」や令和3年度老人保健健康等増進事業の「地域づくりに関する調査研究事業」により収集した事例も参考に市町村との対話をを行い、全国の地域づくりを促進。	「地域づくり加速化事業」の実施及びその成果や「これから の地域づくり戦略」等の周知により、地域づくりの全国的な推進を目指す。

93 緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードを自治体に対し周知し、利用を促進する。	厚生労働省	有		
94 認知症センターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症センター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を地域ごとに構築する。	厚生労働省	有		
95 「認知症バリアフリー宣言(仮称)」の仕組みを検討し、さらに、宣言した企業等のうち、希望する団体に対する認証の仕組みを検討する。	厚生労働省	有		
96 「消費者志向経営優良事例表彰」、「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」「高齢社会フォーラム」の機会を活用し、事業者等による認知症に関する優れた取組を表彰する。	消費者庁 国土交通省 内閣府	無 (消費者 庁のみ 有)	<p>【消費者庁】内閣府特命担当大臣表彰を1件、消費者庁長官表彰を6件、選考委員長賞を1件決定し、令和4年3月に、令和3年度消費者志向経営優良事例表彰表彰式を実施したところ。</p> <p>【国土交通省】第15回「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を3件決定し、令和4年3月に表彰式を実施した。</p> <p>【内閣府】「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業」において、令和3年度は認知症に関する取組事例を表彰した。</p>	<p>【消費者庁】令和4年度は、内閣府特命担当大臣表彰、消費者庁長官表彰を決定し、表彰式を実施する予定。</p> <p>【国土交通省】令和4年度内に第16回「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を実施予定。</p> <p>【内閣府】令和3年度同様、「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業」において、令和4年度も認知症に関する取組事例を表彰した。</p>
97 認知症の人本人の意見を踏まえて開発された商品・サービスの登録をする仕組みや、本人の意見を企業等へつなぐ仕組みを構築するとともに、商品開発等の好事例を収集し、認知症の人を含む高齢者が利用しやすい商品の開発等を支援する。	経済産業省	有		
98 認知症の人を含む高齢者が食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じず生活できる環境の整備に向けて、自治体を含む地域関係者と民間事業者等が連携した取組を後押しし、優良な事例を横展開する。	農林水産省	有		
99 買物しやすい環境整備(決済方法等)について検討する。	経済産業省	有		
100 後見制度支援信託やそれに並立・代替する預貯金(後見制度支援預金)の導入を推進する。	金融庁	有		
101 高齢者が保有している不動産を担保として、生活資金等の融資を行う取組(リバースモーゲージ)を普及する。	厚生労働省	無	社会福祉協議会や厚生労働省ホームページにおいて、不動産担保型生活資金の案内を行っている。	不動産担保型生活資金について、引き続き、必要な方への周知及び貸付を行う。
102 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関(権利擁護センター等を含む)の整備や市町村計画の策定を推進する。	厚生労働省	有		

103	成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。	厚生労働省	有		
104	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。	厚生労働省	有		
105	認知症の人を含む高齢者の消費相談は近年増加し、消費者トラブルに遭遇した場合の被害が多額かつ頻回となっている。このため、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制(消費者安全確保地域協議会)の構築を推進するとともに、政府広報等を通じて消費者被害に関する注意喚起を行う。	消費者庁	有		
106	高齢者虐待は依然として深刻な状況にある。このため、高齢者の虐待防止に向けた施策を推進する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度介護報酬改定において指定基準に盛り込まれた虐待防止に関する規定に係る取組が円滑に実施されるよう、取組事例等をホームページにおいて公開した。</li> <li>・自治体による高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのため、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に必要なデータや、計画の内容とその評価の方法等について、取組事例等をホームページにおいて公開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が各自治体向けに策定している虐待対応マニュアルについて、各自治体の取組事例等を踏まえ、令和4年度中に改訂を行う。</li> </ul>
107	虐待防止のために <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村において高齢者の安全の確認や通報等に係る事実確認のための措置を実施する。</li> <li>・地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくりを行う。</li> <li>・市町村における成年後見制度の首長申立てを周知し活用を促す。</li> <li>・身体拘束の実態を把握し、身体拘束ゼロに関する好事例の収集・発信を行う。</li> <li>・全国の法務局・地方法務局及びその支局における常設の人権相談所及び高齢者施設等の社会福祉施設や公民館における特設の人権相談所において、高齢者等をめぐる様々な人権問題について相談に応じる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、人権相談窓口の広報周知を行う。</li> </ul>	法務省 厚生労働省	無	<p>【法務省】・全国の法務局において、法務局職員や人権擁護委員が、高齢者等をめぐる様々な人権問題について、面談・電話・手紙等による相談に応じている。また、老人福祉施設等の社会福祉施設や公民館において特設の人権相談所を開設しているほか、インターネット上でも人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を受け付けている。</p> <p>・人権相談を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>救済措置には、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</p> <p>・高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従業者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布している。</p> <p>【厚生労働省】・市町村における市町村長申立ての実施状況を調査し、調査結果を公表することで活用を促した。また、令和2年度に開催した実務者協議のとりまとめを踏まえ、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」自治体へ通知を発出した。</p> <p>・高齢者権利擁護等推進事業において、介護施設・サービス事業者への支援として身体拘束ゼロ作戦推進会議や、市町村への支援としてネットワーク構築支援、市町村職員等の対応力強化研修等を行い、虐待防止体制のさらなる推進を図った。</p> <p>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査を実施し、身体拘束の件数等の把握を行った。また、高齢者の権利擁護に関する取組事例の収集・発信を行った。</p>	<p>【法務省】引き続き、全国の法務局における常設の人権相談所及び老人福祉施設等の社会福祉施設や公民館における特設の人権相談所において、高齢者等をめぐる様々な人権問題について相談に応じる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、人権相談窓口の周知広報を行う。</p> <p>【厚生労働省】・令和4年度の調査研究において、全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例の詳細の把握を行うとともに、各自治体の要綱やマニュアル等の好事例の収集・整理を行い、自治体への提供につながるような事例集のとりまとめを行う。</p> <p>・高齢者権利擁護等推進事業において、介護施設・サービス事業者への支援として身体拘束ゼロ作戦推進会議や、市町村への支援として、ネットワーク構築支援、市町村職員等の対応力強化研修等を行い、虐待防止体制のさらなる推進を図る。</p> <p>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査を実施し、引き続き身体拘束の件数等を把握する。また、高齢者の権利擁護に関する取組事例の発信も引き続き行う。</p>

108	認知症の発症に備える民間保険や、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険が普及していくよう、各保険会社の取組を後押しする。	金融庁	有		
109	いくつかの自治体において、早期診断の促進や行方不明時の捜索等と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援する取組が始まっている。これらの取組について事例を収集し、政策効果の分析を行う。	厚生労働省	無	令和2年度の調査研究では、導入した自治体においても導入後間もないことなどから、加入者数はまだ少なく、補償件数の実績も少ないため、さらなる事例収集等の必要性があつた。	今後、適切な時期において実態把握、事例収集を行い、政策効果の分析を行う。
110	適当な帰住先がない受刑者等が、釈放後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう、関係機関が連携して矯正施設在所中から必要な調整を行う「特別調整」等(出口支援)を推進する。認知症高齢受刑者の実態調査を行い、その結果を踏まえた処遇の在り方を検討する。	法務省 厚生労働省	無	<p>【法務省】法務省においては、矯正施設及び保護観察所が地域生活定着支援センターと連携して、平成21年度から、高齢・障害等により自立が困難な受刑者等について、釈放後直ちに必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう、特別調整を始めとする福祉的支援に係る調整を行っている。令和3年度から、矯正施設に加えて、地方更生保護委員会が、特別調整対象者の早期の選定、帰住地確保のため、特別調整候補者の選定等に新たに関与している。</p> <p>さらに矯正施設においては、平成30年度から刑事施設の基幹施設8庁、令和元年度から女子刑事施設2庁を加えた10庁において、認知症高齢受刑者の特性を踏まえた処遇の推進と実態把握のため、認知症スクリーニング検査等を実施しているところ、令和2年度及び令和3年度に行った検査結果の活用状況等に関する調査を踏まえて、今後の認知症高齢受刑者に対する処遇の在り方の検討を行った。</p> <p>【厚生労働省】平成21年度から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない認知症の人を含む高齢者等が、矯正施設在所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようになるため、都道府県が設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、矯正施設入所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる取組を実施している。</p> <p>令和2年度から、認知症を含む高齢等により特に自立が困難な受刑者等に対し、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができるよう、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが中心となって、地域ネットワークの強化等により司法と福祉との多機関連携による支援を推進している。</p>	<p>【法務省】法務省は、矯正施設及び更生保護官署において、地域生活定着支援センターと引き続き緊密な連携を図りながら、高齢・障害等により自立が困難な受刑者等に対する特別調整等の福祉的支援を推進する。</p> <p>また、左記の調査等を踏まえて、今後の認知症高齢受刑者に対する処遇の在り方を引き続き検討する。</p> <p>【厚生労働省】受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない認知症の人を含む高齢者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるよう、地域生活定着支援センターが、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、矯正施設入所中から必要な調整を行い、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができるよう、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが中心となって、地域ネットワークの強化等により司法と福祉との多機関連携による支援を引き続き推進する。</p>
111	起訴猶予者等に対する支援(入口支援)に関し、関係機関の連携の在り方について検討する。	法務省 厚生労働省	無	<p>【法務省】平成30年度から開催した、厚生労働省と共に一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会の検討結果に基づき、令和3年度から、地域生活定着支援センターと連携した支援等を行っており、令和4年度からは、事案に応じ、弁護士との連携を開始している。</p> <p>【厚生労働省】効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会が取りまとめた報告書に基づき、令和3年度から刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、認知症を含む高齢等により、福祉的な支援を必要とする者に対して、地域生活定着支援センターが、検察庁、矯正施設、保護観察所等と連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う取組を行っている。令和4年度からはこの取組において、より多くの認知症等を含む高齢等により、福祉的な支援を必要とする者を支援につなげられるよう、弁護士との連携強化を促進している。</p>	<p>【法務省】引き続き、刑事司法関係機関の機能強化のための取組や、刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組等を推進していくこととしている。</p> <p>【厚生労働省】令和3年度から実施している刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、認知症を含む高齢等により、福祉的な支援を必要とする者に対して支援を行う取組について、令和4年度から実施している弁護士との連携強化の促進を含めて引き続き推進する。</p>

(2)若年性認知症の人への支援

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
112	若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関や地域包括支援センター等における若年性認知症支援のハンドブックの配布、都道府県ごとの専門相談窓口の設置と相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置等の施策を引き続き推進する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)によって、都道府県や指定都市に対して、若年性認知症の理解促進を図るためにパンフレット等の作成や若年性認知症支援コーディネーターの設置を支援した。	引き続き、介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、若年性認知症の理解促進を図るためにパンフレット等の作成や若年性認知症支援コーディネーターの設置への支援を継続する。
113	若年性認知症支援コーディネーターの活動に関する好事例を収集し、それもとに効果的な配置のあり方やコーディネーターの資質の向上策について検討する。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業にて実施した、若年性認知症支援コーディネーターの効果的な配置の在り方等に関する調査研究について、令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知した。	引き続き、若年性認知症支援コーディネーターの効果的な配置の在り方や資質の向上策、好事例を都道府県へ周知する。
114	若年性認知症支援コーディネーターの役割として、就労・社会参加のネットワーク作りに加え、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワークづくりを推進する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業において、若年性認知症支援コーディネーターが関係機関と効果的な連携構築が円滑に図れるように、若年性認知症自立支援ネットワーク会議及び研修の実施方法の調査・検証を行い、手引書を作成した。	令和4年度老人保健健康増進等事業において、若年性認知症支援コーディネーターが市町村の認知症地域支援推進員や地域包括支援センターとの連携体制を構築していくポイントを整理し、手引きの作成に取り組む。
115	若年性認知症に関する電話相談を受けるための「若年性認知症コールセンター」について、運営を継続する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(全国若年性認知症支援センター運営事業)によって、「若年性認知症コールセンター」の運営を支援した。	引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(全国若年性認知症支援センター運営事業)による、「若年性認知症コールセンター」の運営への支援を継続する。
116	障害者施策における就労継続支援事業所等での若年性認知症の人の受け入れの実態を把握し、好事例を収集する。	厚生労働省	無	関係団体等からのヒアリングを通じて事例収集を行い、厚生労働省のホームページ等を通じて、就労継続支援事業所等に取組事例等について情報提供を行った。	関係団体等からのヒアリングを通じて引き続いて事例収集を行うと共に、厚生労働省のホームページ等を通じて、就労継続支援事業所等に取組事例等について情報提供を継続する。
117	若年性認知症に対する今後の対策を検討するため、その実態把握と対応策に関する調査研究を行う。	厚生労働省	有		

(3)社会参加支援

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
118	認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、介護予防にもつながる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動やマルシェの開催等に参画する取組を推進する。	厚生労働省	無	・地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)により、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業の実施に関する支援を継続した。	引き続き、地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)による、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業の実施に関する企画・調整を担う認知症地域支援推進員の設置への支援を継続する。
119	自治体の社会教育部署等が行う社会教育施設での講座の受講による学びを通じた高齢者の地域社会への参画を促進する。	文部科学省	有		
120	通所介護(デイサービス)などの介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しするための方策について検討する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業において介護事業所において社会参加・就労の活動を推進するための手引き書を作成した。	調査研究事業の結果を周知するとともに、認知症の人を含む利用者の地域における参加・交流の広がりを図る。

## 認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 本文

### 5. 研究開発・産業促進・国際展開

#### (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究

KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
121 「日本医療研究開発機構(AMED)」は、日本国内の研究機関等に対し、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発の支援を行う。	文部科学省 厚生労働省	無	<p>【文部科学省】認知症やうつ病などの精神・神経疾患等の革新的診断・予防・治療法を確立し、精神・神経疾患等を克服することを最終目標として、発症に関わる脳神経回路や脳機能の解明に向けた研究開発及び基盤整備を推進した。また、令和4年度「領域横断的かつ萌芽的脳研究プロジェクト(横断・萌芽プロ)」の公募を行い、新規課題を採択した。</p> <p>【厚生労働省】地域住民観察型コホート研究、臨床治験促進型コホート研究を促進し、リスク因子の解明、創薬ターゲットの発見および臨床治験の促進に努めている。および、画像および生体試料バイオマーカー研究を推進し、簡便で安価な診断法が開発され、早期診断に資するように努めている。</p>	<p>【文部科学省】基礎段階から実用化までの研究開発について、脳とこころの研究推進プログラムの中で相互に連携しながら引き続き推進する。</p> <p>【厚生労働省】今後も同様に、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法の開発を推進する。</p>
122 各研究機関は自らの事業としても認知症に関する研究開発を進める。	厚生労働省	無	国立長寿医療研究センターなどのセンターおよび大学等の各研究機関はAMEDと協働のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進めている。	今後も同様に、各研究機関はAMEDと協働のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進める。
123 例えば、認知症等の精神・神経疾患の発症や進行の仕組みを明らかにし、診断法や治療法の研究開発を進める。	文部科学省 厚生労働省	無	<p>【文部科学省】①タウPETの臨床試験を進めた。AMPA受容体PETプローブも開発しており、臨床試験を進めた。 ②アルツハイマー病をはじめとした様々な認知症における病態メカニズム解明を目指した研究、認知症に関わる様々な標的を対象にした治療法の開発研究、様々なモダリティ(核医学薬や遺伝子治療など)を用いた認知症治療薬開発等の研究を進めた。</p> <p>【厚生労働省】認知症においては、アミロイド、タウ、シヌクリン等の分子病態に着目しながら病態メカニズムの解明および診断法、治療法の研究開発に努めている。</p>	<p>【文部科学省】①引き続き、PET撮像の臨床試験を進める。 ②引き続き、認知症に関わる病態メカニズム解明、治療法の開発等の研究開発を推進する。</p> <p>【厚生労働省】今後も同様に、病態メカニズムの解明および診断法、治療法の研究開発に努めていく。</p>
124 特に、糖尿病等の危険因子と認知症発症の関連解明を進める。	厚生労働省	無	軽度認知障害の見られる高齢の糖尿病患者を対象とした、糖尿病の治療による認知症発症予防への介入手法を評価するためのパイロット研究を実施し、令和2年3月に、認知症研究開発「糖尿病MCI患者のアルツハイマー病移行を抑止する糖尿病治療法の検討」に関する報告書が作成された。令和2年3月の報告書により一定程度関連解明が進んだ。	今後、他領域の研究の推進状況等と併せて、さらに認知症発症の病態メカニズム解明の研究開発に努めていく。
125 ヒトの精神活動にとって重要な回路の同定等を行うことにより、精神・神経疾患の理解につなげる。	文部科学省 厚生労働省	無	<p>【文部科学省】動物モデルを用いた研究で、運動を制御するメカニズムの解明、社会性に関わる高次機能の責任神経回路の同定や、ウイルスベクターやDREADDによる特定神経回路操作技術を用いた研究を進展させた。</p> <p>【厚生労働省】令和3年度より認知症研究開発において「BPSDの病態解明と生物学的エビデンスに基づくケア・介入手法開発に資する層別化研究」を実施。</p>	<p>【文部科学省】引き続き、動物モデルを用いて精神・神経疾患の中核をなす機能障害と神経回路の動作の因果関係の解明に向けた研究開発を推進する。</p> <p>【厚生労働省】左記研究は令和7年度まで継続予定。</p>

126	特に、ヒトの脳画像等の解析による精神・神経疾患の発症の仕組みの解明を進める。	文部科学省 厚生労働省	無	<p>【文部科学省】多施設、異機種によるMRI撮像データの補正等を可能とする撮像法を幅広く普及させ、1)統合失調症と淡脳球肥大との関係を確認、2)健常人とうつ病の判別を可能とするバイオマーカーの開発、3)うつ病等におけるニューロフィードバック治療の有効性・安全性の予備的成果を得た。</p> <p>【厚生労働省】令和3年度より「認知症性疾患の層別化による各種診断技術・プロトコルの標準化を目的とする研究」を実施。さらに、この研究を並行して実施されている認知症ステージ別コホート研究と連携することで、病態の進行の全体像を把握し、病態の発症や進行の仕組みの解明を進めていく。</p>	<p>【文部科学省】引き続き、うつ病のバイオマーカー開発とうつ病・統合失調症ニューロフィードバック開発の検討等を進めます。</p> <p>【厚生労働省】左記研究は令和7年度まで継続予定。</p>
127	認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進していく。	厚生労働省	無	<p>予防法に関しては、J-MNT研究(令和元年度～4年度)において多因子による介入研究を実施(経済産業省)。診断法に関しては、血液中アミロイド<math>\beta</math>に関してはPOCを確立し、令和3年12月に医療機器として承認を受けた。また、血液中フロチリジンの解析および反応性アストログリオーシスの定量による研究開発を進めている。治療法としては、BAN2401(エーザイ社)(抗アミロイド<math>\beta</math>抗体治療薬)の第III相臨床治験が2019年に開始され、その進行を見守っている。介護モデルに関しては、老人保健健康増進等事業において「BPSDの軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」等を実施している。</p>	今後も引き続き左記研究及び調査を継続する。
128	特に、運動や難聴等の危険因子に対する予防介入研究や生体試料を活用した認知症の病態解明、認知症の診断や治療効果の評価に資するバイオマーカー開発、疾患修飾薬開発を推進するための研究を行う。	厚生労働省 文部科学省	有		
129	BPSDに対する予防法、治療法及びケア技術に関する研究開発を進める。	厚生労働省	無	<p>令和3年度より認知症研究開発において「BPSDの病態解明と生物学的エビデンスに基づくケア・介入手法開発に資する層別化研究」を実施。</p>	左記研究は令和7年度まで継続予定。
130	認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の効果を検証し、効果を評価するための指標の確立を図る。	経済産業省	有		
131	認知症の人の自立支援や介護者の負担軽減のため、日本の優れたロボット技術やセンサー、ICT技術を活用した機器開発等を行う。	厚生労働省 経済産業省 総務省	無	<p>【厚生労働省】①介護施設等(ニーズ側)・開発企業等(シーズ側)の一元的な相談窓口、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、令和4年6月末時点で、相談窓口を17箇所、リビングラボを8箇所設置。介護ロボットの開発・普及に向けて、引き続き支援を実施する。</p> <p>【経済産業省】ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靭化事業)において令和3年度より8件の開発を行ってきたところ。</p> <p>【総務省】実証用AIの開発を終え、全国の認知症グループホーム10施設にAIシステムを導入し、現場での実証を行っている。AI学習精度向上のため週次で精度の確認を行い、精度が低い場合は学習方法を変更するなどの対応を行いBPSD予測精度の向上を対応中である。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームにより介護ロボットの開発・普及に向けた支援を実施する。</p> <p>【経済産業省】「ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靭化事業)」において令和4年度に3件の新規採択を行った。</p> <p>【総務省】BPSDには気温と湿度が大きな影響を与えることが判明したため、さらなる社会実装を目指したAI精度向上を目指し、横展開する実証場所を広げる。あわせて、ベンダーと連携しながらシステムのユーザインターフェースを検討し、AI精度の向上とあわせて令和5年度4月以降の社会実装に繋げる。</p>

132	介護現場のニーズに適した実用性の高い機器の開発が促進されるよう、開発の早い段階から現場のニーズの反映や試作機器についての介護現場での実証等を行う。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>【厚生労働省】①介護施設等(ニーズ側)・開発企業等(シーズ側)の一元的な相談窓口、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、令和4年6月末時点で、相談窓口を17箇所、リビングラボを8箇所設置。介護ロボットの開発・普及に向けて、引き続き支援を実施する。</p> <p>【経済産業省】「ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靭化事業)」においては、採択の際、効果検証を行う介護施設や介護サービス事業者等との連携を条件としている。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームにより介護ロボットの開発・普及に向けた支援を実施する。</p> <p>【経済産業省】「ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靭化事業)」において、介護施設や介護サービス事業者等との連携を進め、ニーズの反映等を進める。</p>
133	上記に加えて、認知症施策を推進し、行政的・社会的問題を解決するために必要な調査研究等を行う。	厚生労働省	無	<p>老人保健健康増進等事業や厚生労働科学研究事業等において、調査研究を実施した。(家族支援や若年性認知症の病態・支援、独居認知症高齢者について 等)</p>	引き続き、行政的・社会的問題を解決するための調査研究を行っていく予定。
134	特に、認知症の人や家族の生活の質を反映したアウトカム評価を含め定期的に認知症の人や家族の実態を把握するための調査、	厚生労働省	無	<p>厚生労働科学研究「認知症家族の負担軽減を目指した環境作りのための研究」において、家族による介護等の行動心理症状への影響について調査を実施した。</p>	引き続き研究を実施し、結果についての周知を検討していく。
135	家族負担軽減に焦点をあてた地域での生活を支援するための研究、地域移行及び地域における生活の維持のため、家族・介護者に情報提供することによってADL・IADLの維持向上を図るための研究開発等を実施する。	厚生労働省	無	<p>厚生労働科学研究「認知症介護者のためのインターネットを用いた自己学習プログラムおよび支援プログラムの開発と有効性の検証」において、認知症者へのケアに対する新たなケアの手法を検討した。</p>	<p>厚生労働科学研究「認知症介護者のためのインターネットを用いた自己学習プログラムおよび支援プログラムの開発と有効性の検証」の結果を周知するとともに、若年性認知症の支援の実態と支援に導くプロセス等について検討する研究を実施する予定。</p>

## (2)研究基盤の構築

	KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
136	AMEDにおいて、日本国内の研究機関等に対し、コホート研究の推進や認知症の人等の登録の仕組みの構築、生体情報・試料等収集体制の構築を支援する。	厚生労働省	無	<p>地域住民観察型コホート研究、臨床治験促進型コホート研究を促進し、リスク因子の解明、創薬ターゲットの発見および臨床治験の促進に努めている。および、令和3年度からは認知症ステージ別コホート研究を実施し、これらを画像および生体試料バイオマーカーによる各種診断技術・プロトコルの標準化化を目的とする研究において総括的に解析する試みを開始して進めている。</p>	今後も引き続き左記研究を推進するとともに、遺伝性認知症コホートを構築する予定。
137	また、これらの推進に向けて様々な方策を検討する。各研究機関は自らの事業としてもこれら研究基盤の構築を進める。	厚生労働省	無	<p>国立長寿医療研究センター等のセンターおよび大学等の各研究機関はAMEDと協働のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進めてきた。</p>	今後も同様に、各研究機関はAMEDと協働のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進める。
138	認知症の発症と進行の経緯、危険因子、予防因子を明らかにする全国規模のコホート研究(一万人コホート)の中で、定期的に住民追跡調査を行う。	厚生労働省	無	<p>全国規模のコホート研究については、継続的な追跡調査(毎年の健診、手紙・電話調査 等)を実施し進めていく。</p>	今後も引き続き左記研究を推進する。
139	既存のコホート研究を整理したうえで、認知症発症前の人、軽度認知障害の人、認知症の人が研究や治験に参加する際に容易に登録できる仕組みを構築する。	厚生労働省	有		
140	生体情報・試料等の収集体制として、地域住民や認知症を含む精神・神経疾患の人を対象とするバイオバンクの構築など、研究を加速させ、研究成果を速やかに実用化につなげるための体制の構築を進める。	厚生労働省	無	<p>大規模認知症コホート(一万人コホート)(地域住民11,410人)における約4,000人の全ゲノム解析と約10,000名のGWAS解析を行った。さらに疫学データ、生体サンプルデータとの関係を解析してきている。同時に、CANDDs等のデータバンクへの整備を検討・準備中である。</p>	今後も引き続き左記研究等を推進する。

## (3)産業促進・国際展開

KPI/目標	所管	KPI設定	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)
141 産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携・イノベーションの創出・社会実装を推進する。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>【厚生労働省】令和3年度認知症バリアフリーーウーキンググループにおいて、企業独自のマニュアル作成を支援する観点から、記載例や留意事項を整理した「会社版『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』作成のための留意事項集」を作成した。</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、製品・サービスの開発についての課題・論点として、①当事者主導型の開発、②製品・サービスの評価指標、③データ利活用について検討を行うとともに、「認知症共生社会の実現に向けた製品・サービスの効果検証事業」補助金等において、優れたサービスの社会実装を支援。</p>	<p>【厚生労働省】認知症バリアフリーの取組をさらに広げていくため、認知症の人を含む高齢者が利用することが多い業種における接遇方法に関する手引きを作成するとともに、作成済の手引きのメンテナンスを行う。</p> <p>【経済産業省】引き続き、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、製品・サービスの開発について①当事者主導型の開発、②製品・サービスの評価指標、③データの連携について検討を行うとともに、「認知症共生社会実現に向けた製品・サービスの効果検証事業」補助金等において、優れたサービスの社会実装を支援。</p>
142 研究開発の成果及び実践される認知症ケアの進捗等に応じて、「アジア健康構想」の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を推進する。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>・令和3年度の調査研究において、認知症に関する国際交流プラットフォームウェブサイトにかかる意識調査を実施するとともに、国内外のウェブサイト運営者に対するヒアリング、韓国痴呆協会(KAD)との日韓交流事業をオンラインで開催した。</p> <p>・海外の介護関係者を対象とした講演(オンライン)に対応し、国際展開の推進を図った。</p>	引き続き、G7保健大臣会合や万博等の関連する国際会議の動向を踏まえつつ、個別の依頼に基づく外国政府やその他の介護関係者等との会議・情報共有(各種調査)の機会を活用し、日本の介護保険及び認知症施策について発信していく。
143 世界でも最速で高齢社会に突入した日本の経験を共有し、国際交流を促進する。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>【厚生労働省】以下の機会等を通じて、日本の経験の共有や国際交流を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WHO認知症ハイレベル・バーチャルセッション</li> <li>・ウェビナー登壇(チリと日本の高齢者政策と認知症政策)</li> <li>・日中韓保健大臣会合</li> <li>・OECDからのCOVID-19パンデミックへの政策対応や、医療システムのレジリエンスを高めるための取組に関する調査への回答</li> </ul> <p>【経済産業省】11月16日開催の4th Well Aging Society Summit Asia-Japanにおいて、「認知症のリスク低減と予防サービスの社会実装」と題し、日本での取組を紹介するとともに、国際会議の機会や個別の依頼に基づく外国政府等との面談の機会を活用し、認知症施策について発信した。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き、G7保健大臣会合や万博等の関連する国際会議の動向を踏まえつつ、個別の依頼に基づく外国政府やその他の介護関係者等との会議・情報共有(各種調査)の機会を活用し、日本の介護保険及び認知症施策について発信していく。また、WHOの調査等の取り組みに協力する。</p> <p>【経済産業省】国際会議の機会や個別の依頼に基づく外国政府等との面談の機会を活用し、認知症施策について発信していく。</p>